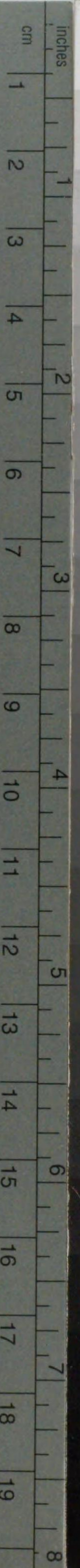


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

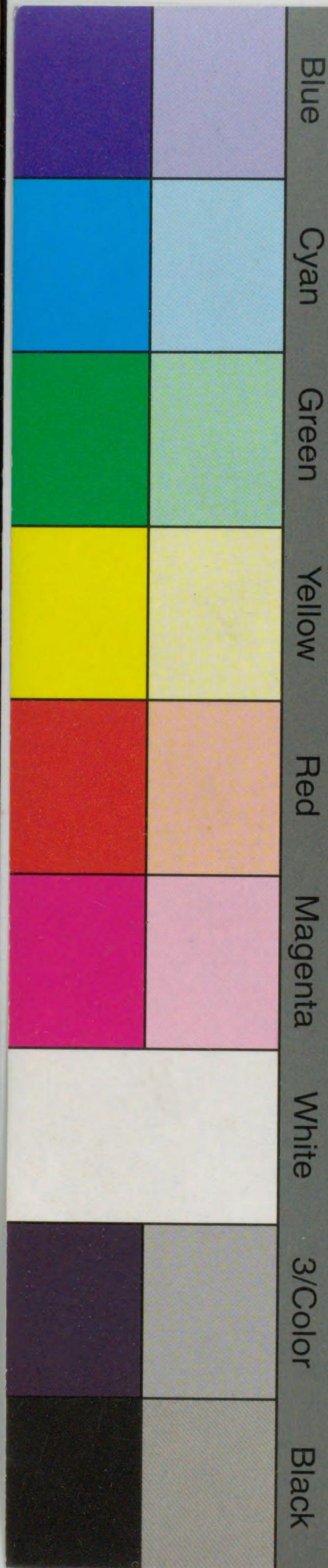


© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



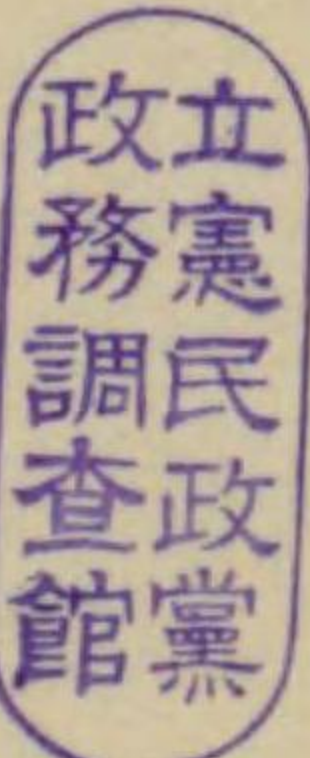
604-213



1200801695107

昭和六年

第四回全國安全週間報告



10. 5. 24

法財人團 產業福利協會

604

213

定 403

604
213

定A
403

昭和六年

第四回全國安全週間報告

目次

口繪寫眞

第四回全國安全週間ポスター、日本セメント株式會社佐伯工場——日本紡績株式會社岡崎工場——鐘淵紡績株式會社甲府製絲工場——東洋紡績株式會社三軒家工場——八幡製鐵所

第一 緒言.....一

第二 安全週間實施準備.....二

一、本協會に於ける實施準備.....二

二、社會局に於ける實施準備.....九

三、關係應府縣又は事業主團體の實施準備.....一〇

第三 安全週間中に於ける活動準備.....一〇

一、本協會に於ける活動.....一〇

二、關係應府縣又は事業主團體の活動.....二

第四 安全週間後の事業.....二



I 種
W



1200801695107

第四回
全安週刊

安全は協力による



自 至
七 月 一 日
七 月 七 日

法團 産業福利協会 内務省社会局
長野県工業懇話会 長野県警察本部工業課

一、本協會に於ける事業……………二

二、關係廳府縣又は事業主團體の事業……………三

第五 安全週間と出版活動概況……………三

第六 安全週間中に於ける成績概況……………三

一、安全週間と安全率……………三

二、工場に於ける施設事項……………四

第七 優良工場の表彰……………六

一、優良表彰工場數……………六

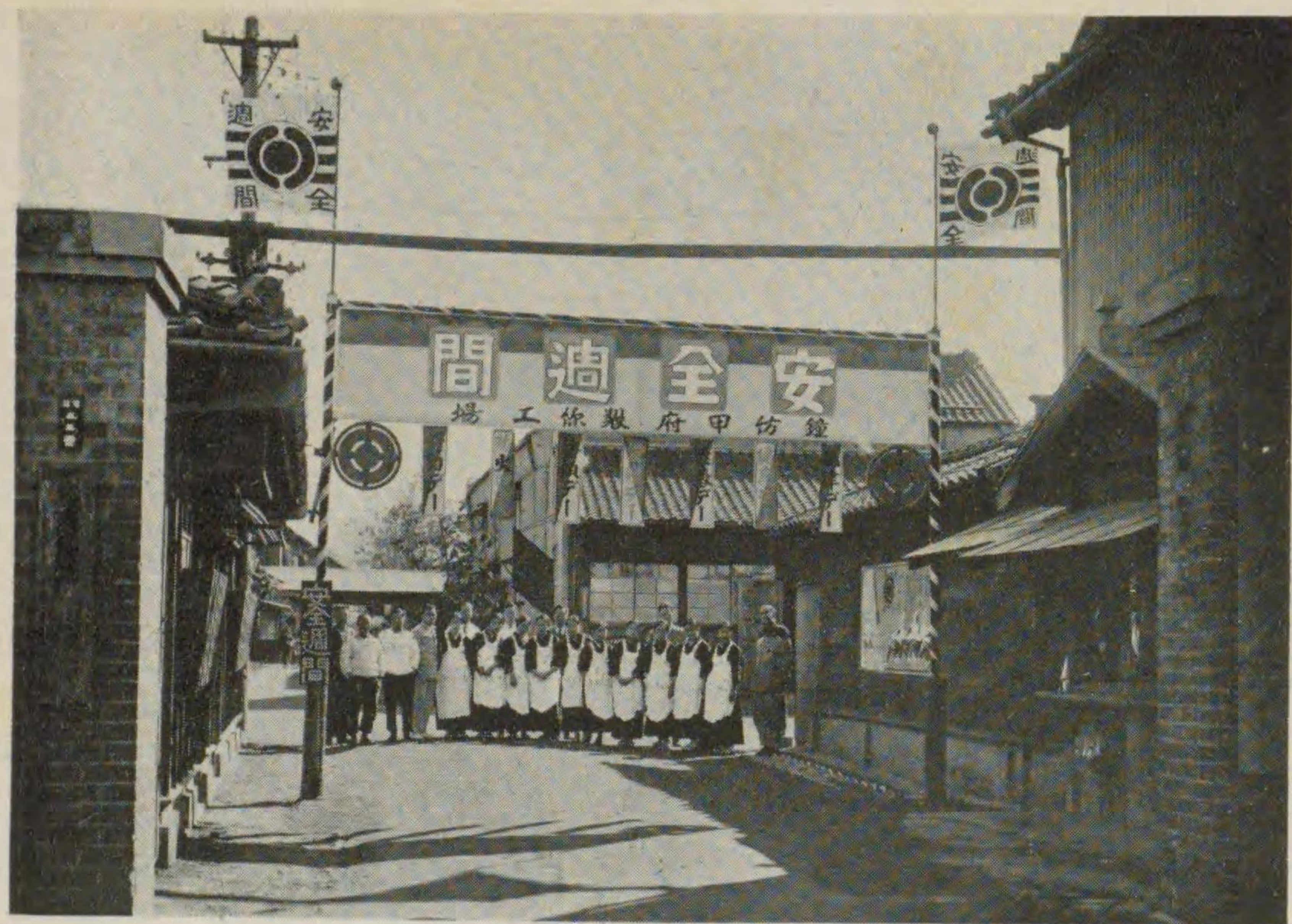
二、優良表彰工場名……………六

三、優良工場に於ける安全運動概況……………六

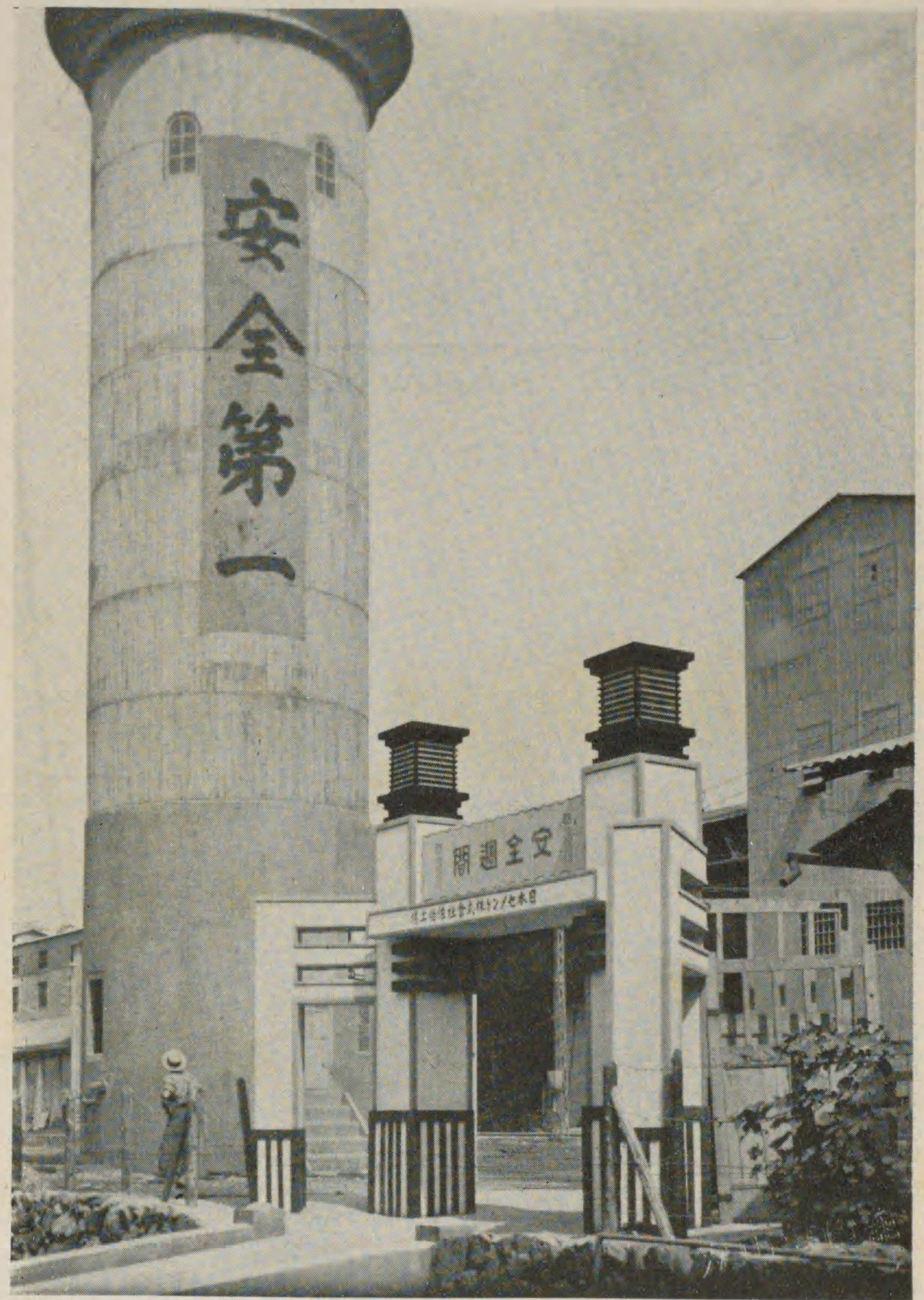
第八 結 語……………七



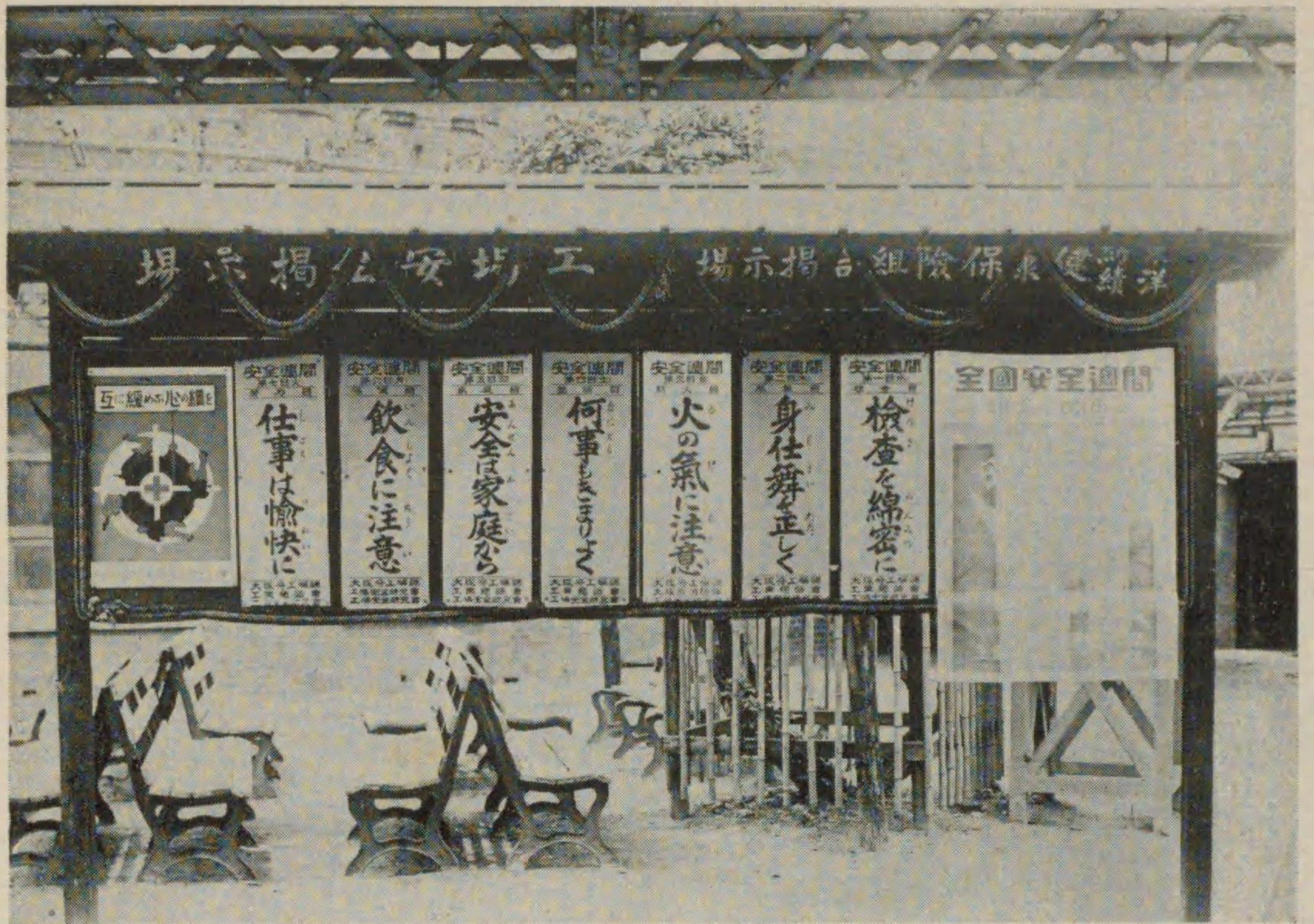
場工崎岡社會式株績紡本日



場工絲製府甲社會式株績紡淵鐘



場工伯佐社會式株トンメセ本日



東洋紡績株式會社三軒家工場
(掲示板)



八幡製鐵所(第三鋼板工場)の標語及ポスター

第四回全國安全週間報告

第一、緒言

第四回全國安全週間は昭和六年七月一日より同七日迄一週間に亘りて、中央に於ては財團法人産業福利協會及社團法人日本鑛山協會主催内務省社會局及商工省鑛山局の後援にて地方に於ては主として廳府縣中心となり、工場懇話會等の事業主團體と協力して宣傳指導の任に當り『安全は協力より』の標語を高く掲げ全國の工場及鑛山を通じて舉行せられた。

全國安全週間は既に三回の經驗を重ね漸次其の宣傳時代を經過し事業主並に勞働者は勿論、一般社會人に於ても其の趣旨概ね徹底し理解されつゝ有ることは斯界の爲めに喜ぶべきことである。

全國安全週間が斯くの如く急速なる發展と生長とを齎し得たるは、一には此の事業が我國全産業の爲めに生産の合理化と損失の減少とを招來し、勞働の合理化即ち勞働生産力と勞働能率の増進とを結果するからであらう。然かも直接其の災害に曝さるるところの勞働者其者に至りては悲惨限り無きものが有つて慘禍の及ぶところ頗甚大である。されば人の生命の尊貴を高唱するものは無益にして且つ残酷なる犠牲を産業から排除しなければならぬ。ベツレヘム鋼鐵聯合會社長イー・ジー・グレース氏曰く、『災害豫防事業は三重の効果を擧ぐ。雇主に對しては原價の低廉化を報ひ、從業者に對しては身體の保存と金錢の節約とを報ひ、社會に採りては不具者不能者救済の責任を軽減する。以上其の何れを取るも安全運動増進の理由たるを得るも之を總括したる時には安全運動は誠に善良なる事業の礎石として其の

重要なる一部を爲すものである」と。然らば即ち猶進んで苟も國家産業の健全なる發達に思を致すものは必ずや一致協力益々安全運動に努力しなければならぬ。

彼の昭和四年六月廿日内務省令第二十四號に依りて發布されたところの工場危害豫防及衛生規則が發布せられたのも亦此主旨に基くものに外ならないのであつて、昭和六年八月末日を以て本規則が規定したる猶豫期間満了を見ることとなつたので各工場共今回の全國安全週間を機會として夫れ／＼施設事項の完了に全力を盡したことは誠に欣懐の至である。

言ふ迄も無く安全週間は安全教育週間たると同時に安全反省週間である。災害豫防衛生改善に關する知識と熱心との涵養に努力すると共に從來傳統し來りたる安全努力の現況に一瞥を與へ過去を反省すると共に將來に向つて堅實なる安全の一步を踏み出さんとするものである。然かも時を同うして全國の工場鑛山を通じ、高遠なる共通理想に向つて國を擧げて心を一にし力を協するところに國民運動としての重要な意義がある。

次に昭和六年度全國安全週間の概況を記述する。

第二 安全週間實施準備

一、本協會に於ける實施準備

第四回全國安全週間に當りて主催者の全國に配布したる要綱並に趣旨書(附、各事業場に於ける安全週間實施方法)は左の通りである。

第四回全國安全週間舉行要綱

- 一、期日 昭和六年七月一日ヨリ七日迄一週間
 - 二、主催及後援ハ全國的ニハ財團法人産業福利協會及社團法人日本鑛山協會主催、内務省社會局及商工省鑛山局後援トスルモ各地方ニ於テハ廳府縣及工業主團體ヲ加フルコト
 - 三、趣意書、安全週間實施方法並に従業者ニ對スル安全及衛生ニ關スル注意事項(揭示用)ハ主催者ヨリ五月末日迄ニ無償配布スベキニ依リ(參加各事業場一枚ツ、但注意事項ハ大工場鑛山ニ於テハ數枚ナルモ差支ナシ)五月十五日迄ニ所要部數ヲ産業福利協會又ハ日本鑛山協會ニ申出デラレ度キコト
 - 四、左記印刷物及マークハ産業福利協會ニ於テ取纏メ作成スベキニ依リ所要數ヲ鑛山ニ就テハ日本鑛山協會地方常務員會ニ於テ取纏メ日本鑛山協會宛工場ニ就テハ官廳又ハ事業主團體ニ於テ取纏メ産業福利協會宛、五月十五日迄ニ申出ラレ度キコト工場鑛山聯合團體ニ就テハ便宜何レカニ申出ラレ度キコト
- 1 注意票(危險、注意、清潔、整頓、火氣嚴禁、先ヅ健康、安全第一ノ七種)
縦九寸 石版刷 五百枚 參拾九錢
横四寸
 - 2 揭示用ポスター 三色刷 百枚 壹圓參拾七錢
 - 3 佩用安全マーク
- 甲 鐵製セルロイド張 拾個 拾貳錢
乙 紙製ピン付 拾個 參錢

注意

(イ) 右價格ハ官廳又ハ團體迄ノ送料ヲ包含ス、直接工場又ハ鑛山へ送付スル場合ニハ送料ハ當該工場又ハ鑛山ニ於テ負擔ノコト

(ロ) 右印刷物及マークハ取總メ注文スベキモ發送及代金取立ハ製作者ニ於テ直接之ヲ爲スコト

(ハ) 本計畫ニ参加スル以上上記ノ品物ハ可成主催者ヲ通ジテ注文スル様致度他ノ商人ニ注文ノ節ハ其旨豫メ申出ヅルコト

五、安全週間参加事業場中其ノ成績特ニ優秀ナルモノハ産業福利協會又ハ日本鑛山協會ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ表彰スルノ計畫アリ、其ノ標準及報告事項ハ別ニ定ムルコト

六、維持會員及贊助會員ニ貸與スベキ安全運動宣傳ノタメノ活動寫眞ハ持合數少キモ借受申込ニ對シテ可成希望ニ添フ様努力スルコト
申込期日ハ五月末日迄トス

昭和六年四月

主催者
財団法人 産業福利協會
社団法人 日本鑛山協會
法務省 鑛山會
内務省 鑛山會
商工鑛山會

第四回全國安全週間趣意書

年々引續き催して來ました安全週間は回を重ねるに連れて益々事業主及労働者の理解と熱心とを増し著大なる効果を擧げて参りました。昨年の事例に就て見ましても安全週間中の工場災害率は全国的に一割四分を減じ此の機會に設備施設の改善せられたるものは約九萬件に及んで居ります。熱心に行つた所では災害率を二分の一以下或は四分の一に下げた所もあります。然し乍ら他面産業界の進歩は益々機械及動力の利用を加へ速度は増し、規模は大きくなり、労働は集約的となり、之に連れて産業災害遞増の傾向を免れず工場鑛山に於ける災害の爲に年々死者は千三百人を越へ傷者(三日以上休業のもの)は十八萬人(昭和四年)を下りません。不斷に安全運動に努め産業に伴ふ犠牲者を最少限度に留むるに努むることは産業に關係して居る人の最も重要な義務であります。依つて本年も七月一日より一週間を期して第四回の全國安全週間を舉行し官民勞資、力を協せ心を一にして我が工業界から負傷、疾病、火災と言ふ不祥事を驅逐するに努め度と思ひます。安全運動は一年三百六十五日不斷の努力に據らなければならぬ事は申す迄もありませんが我々の心は兎角緩み勝であります。安全週間は怠り易い我々の魂への力強い呼び掛です。此の機會に心を引き締め設備を整へ工業の振興と労働者の福利との爲めに平和な工業戦線に邁進しやうではありませんか。

昭和六年五月

主催者
財団法人 産業福利協會
社団法人 日本鑛山協會
法務省 鑛山會
内務省 鑛山會
商工鑛山會

第三回全國安全週間の成績概要 (工場ノ分)

一、安全週間前ト安全週間中トノ災害率比較 (就業延人員一萬人ニ對スル災害率)

安全週間前	安全週間中	比較	安全週間前ニ比シ減少ノ割合	
微傷	輕傷	重傷	死亡	計
三・九五三	一・〇七四	〇・三八〇	〇・〇二〇	五・四一七
三・六三九	〇・八二四	〇・一七五	〇・〇〇二	四・六四〇
〇・三一四減	〇・二五〇減	〇・二二五減	〇・〇〇八減	〇・七七七減
八分	二割三分	五割四分	八割	一割四分

二、安全週間ヲ機會ニ實施セラレタル各種施設事項

- 災害豫防施設 三六、〇三七件
- 保健衛生施設 二二、七一八件
- 火災豫防及避難施設 二二、二二〇件
- 其ノ他ノ施設 八、九一〇件

計

八九、七八五件

我國工場鑛山ニ於ケル死傷病者 (昭和四年)

一、業務上ノ死傷者 (官業ヲ含ム)

死	傷	計
四一人	一二、六二九	一、三七五人
四五、〇七三	三、三七三	一六、〇〇二
四五、〇七三	一二六、〇四六	一七一、一一九
五八、一一三	一三〇、三八三	一八八、四九六
計	計	計

備考 重傷トハ工場ニ就テハ休業二週間以上鑛山ニ就テハ從來ノ勞務ニ從事スル能ハザルモノ及休業三十日以上ノモノヲ云フ。

二、業務上業務外ヲ含ム負傷疾病人員 (官業ヲ除ク)

三日以下ノモノ	四日以上三十日以下ノモノ	三十一日以上ノモノ	計
五八、四九九	一六九、七四四	二五、九六二	二五四、二〇五
一五三、六六四	四一五、二六一	一一八、八九八	六八七、八二三
二二二、一六三	五八五、〇〇五	一四四、八六〇	九四二、〇二八
負	傷	疾	病
計	計	計	計

各事業場に於ける安全週間實施方法

一、實施準備及従業員の注意力の喚起

(イ) 安全委員會又は安全係衛生係等の設けなき工場鑛山其他の事業に於ては成るべく之を設け、此等をして安全週間の計畫並に之が實行督勵の任務に當らしむること。尙安全委員會又は安全係は爾後繼續して日常の安全保持に努むることとする。

(ロ) 地方廳又は事業主團體に於て定め又は參考案として示したる日次計畫並に施行細目に基き夫々其の事業場の事情に應じ各日の實施事項を定めて行事の實施を確實ならしむること。

(ハ) 安全週間の趣旨及心得を一般従業員に周知せしめ之に對する注意を喚起する爲めに講話會の開催、ポスター、標語等の募集、安全週間趣意書、心得書等を掲示すること。

(ニ) 一般従業員並に幹部委員係員等は安全マーク又は腕章等を佩用し各人の注意を喚起すること。

(ホ) 作業場、食堂、寄宿舎等の出入口其他適當なる箇所には安全週間實施に関するプログラム、ポスター、標語等を掲示し其他適當なる宣傳方法により従業員全部の注意を喚起すること。

(ヘ) 安全週間に於ける負傷又は疾病は成るべく毎日作業場内の揭示場其他適當なる處に掲示すること。

(イ) 安全委員會又は安全係は作業場其他の安全検査を實行し機械及設備の危険なる部分を修繕し又は適當なる豫防装置を設け危険なる作業方法を發見したる時には安全指導に努力すること。

(ロ) 金屬、鑛物の破片等の飛來又は有害光線によりて眼に危害を生ずる虞ある作業に従事するものは成るべく保護眼鏡を使用せしめ有害なる粉塵、瓦斯、蒸氣の發散する場所に就業する者には適當なるマスクを使用せしむる等保護具使用の風を馴致すること。

(ハ) 其他工場危害豫防及衛生規則所定事項は猶豫期間中のものと雖も成るべく之を實行すること。

(ニ) 安全委員會又は安全係は各作業部係と協力して場内、坑内の整理整頓を期し特に藥品、危険物の貯藏取扱に注意し火災其他の事故なき様に努むること。

(ホ) 其他安全なる作業方法の訓練、火災及非常時に於ける避難演習、消防演習等團體的訓練を實施すること。

(イ) 醫療施設其他保健衛生上必要なる各種設備の新設、改善に努むること。

(ロ) 安全委員又は安全係、衛生係は炊事場、食堂、便所、洗面所、寄宿舎、合宿所、作業場等の掃除其の他清潔方法の實行を督勵すべし。

(ハ) 休憩時間には成るべく従業者を作業場外に出でしめ適當なる健康維持法をなす様に奨勵すること。

(ニ) 負傷疾病に罹りたる場合には醫療を遅延せしむる事なき様努むること。

此の外安全週間の趣意を徹底せしめるために、次の如き各種の印刷物の作成配布を行つた。

A 従業者に對する安全及衛生に關する注意事項

(イ) 安全心得(青色石版刷)

(ロ) 衛生心得(赤色石版刷)

B 注意票

(イ) 危険

(ロ) 注意

(ハ) 清潔

(ニ) 整理

(ホ) 火氣嚴禁

(ヘ) 先づ健康

(ト) 安全第一

計

C 揭示用ポスター(三色刷)

D 佩用安全マーク

甲 鐵製セルロイド張

乙 紙製ピン付

十九萬四千百三枚

二十萬四千七百八十八枚

十九萬五百四十四枚

十八萬四千二百九枚

十六萬四千四百五十三枚

十七萬一千四百二枚

十九萬一千七百十九枚

百三十萬一千二百十八枚

十四萬七千三百三十二枚

二十萬四千九百七十六個

七十萬七千六百七十五個

計

九十一萬二千六百五十一個

二、社會局に於ける實施準備

社會局に於ては「安全週間實施調査ニ關スル件」に關して、左の如き依頼通牒を發すると共に、各廳府縣に於ける五十人以上の私設工場並に官設工場の數に應じて夫々調査用紙を送附した。

(1) 地方長官(東京ハ警視總監)宛

本年七月舉行ノ安全週間ニ際シ使用職工五十人以上ノ工場ニ於ケル其ノ成績ヲ別紙ニ依リ調査ノ上八月末日迄ニ報告相成度工場危害豫防及衛生規則中ノ猶豫期間ハ本年九月全部滿了スル關係上本調査ニ於テハ該規則ニ規定スル事項ヲ主タル調査項目トシテ列舉シ特ニ注意ヲ喚起セントスル次第ニ有之尙調査工場ノ範圍ハ使用職工五十人以上ト爲シタルモ危険少ク災害ノ發生稀ナル工場(例ヘバ製綿工場ノ如キ)ニ就テハ適宜除外セラルルモ差支無之候條御了知相成度

追而調査用紙……枚別途及送付候

(2) 内務、陸軍、海軍、大藏、鐵道、農林、商工、遞信各省次官及内閣印刷局長宛

本年七月舉行ノ安全週間ニ關シテハ其ノ成績調査致度ニ付乍御手数別紙様式ニ依リ御調査ノ上八月末日迄ニ御回報相煩度

追而調査用紙……枚及送付候

三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備

關係廳府縣又は事業主團體に於ては第四回全國安全週間舉行の通知に接するや、工場協會又は工場懇話會其の主催者となり、大體左の如き順序を以つて實施準備を行つた。

- (1) 施行範圍の決定
- (2) 實施準備打合せ
- (3) 協議會
- (4) 事業主懇談會
- (5) 工場參觀
- (6) 安全委員會設置
- (7) 施行細目及工場安全週間目次計劃
- (8) 宣傳印刷物及マークの作成配布
- (9) 懸賞による安全歌及標語の募集

第三 安全週間中に於ける活動狀況

一、本協會に於ける活動

安全週間中に於ける本協會の活動の主なるものは左の四事項である。

- (1) 社會局長官(本協會會長)のラヂオ放送講演
- (2) 第四回全國安全趣旨宣揚の爲め各地出張講演
- (3) 本協會所藏のフィルム貸與
- (4) 安全衛生に關する出版物
 - (イ) 安全衛生の心得
 - (ロ) トラホーム豫防讀本

二、關係廳府縣又は事業主團體の活動

安全週間中に於ける關係廳府縣又は事業主團體の活動の主なるものは左の五項である。

- (1) 講演會及講習會
- (2) 活動寫眞映寫會
- (3) 安全展覽會及ポスター展覽會
- (4) 實地指導
- (5) 施行狀況の視察

第四 安全週間後の事業

一、本協會に於ける事業

安全週間後に於ける本協會の主なる事業は、(一)安全週間成績調査と(二)優良工場の表彰である。

二、關係廳府縣又は事業主團體の事業

安全週間に於ける關係廳府縣並に事業主團體の主なる事業は、(一)其の結果報告と(二)優良工場の表彰方推薦である。

而して結果報告は(1)安全週間成績の調査と(2)批判會であつて、各廳府縣共熱心にそれを行つた。

第五 安全週間と出版活動概況

一

昭和六年第四回全國安全週間が昨年七月一日より一週間舉行されたるに際し、官民一致協力して其の趣旨宣揚のため、講演會、講習會、活動寫眞映寫會、文書並にポスター等全ゆる方法を動員して其の宣傳に努力した處であるが、此の外新聞雑誌又はパンフレット、リーフレット等を發行して大いに其の宣傳に傾注された。

我國に於ける安全運動と之が出版活動に關しては、從來之が充分なる記録なきにより、左に昭和六年度に於ける首題の關係に就いて其の一般概況を述べて後日の参考に資することとする。

二

安全運動に於ける出版物の種類は、普通新聞、雑誌及びパンフレット、リーフレット並に宣傳印刷物及びポスター

等である。私はこれを(一)新聞及び雑誌、(二)パンフレット及びリーフレット、(三)宣傳印刷物及びポスターの三種に區別して、各々其の出版物の特質、任務、目的、發行範圍並に内容目次等を其の必要に従つて記してみよう。

(一) 新聞及び雑誌

新聞及雑誌は安全週間に特に發行されたるものではなく、府縣に於ける工場協會又は工場懇話會等の機關誌として、毎月定期發行せるものを安全週間に際し「安全週間準備號」、「安全週間特輯號」又は「安全週間報告號」として發行されたるものである。勿論通常時に於ても「工場危害豫防及衛生規則」に準據したる工場に於ける各種の安全装置、衛生施設其他工場に於ける労働者の全般的産業労働災害に關する研究並に參考論文或は一般安全教育に關する諸種の資料を適時掲載してゐることは當然である。

左に安全週間に際して發行されたる新聞及び雑誌に就いて發行日順に従つて其の内容目次を列記して置く。

(一) 安全週間前に發行されたるもの

(1) 宮崎縣工場時報

六月一日發行
第二十八號

宮崎縣工場協會機關誌

「安全週間準備號」

目次一般

- 一、愛せよ縣下一萬の産業戦線の勇士を
- 一、安全週間施行方法
- 一、法規説明に付て事業主の方へ
- 一、安全週間より安全習慣へ
- 一、安全週間の實施方法

- 一、工場の安全と家庭
- 一、工場災害豫防に付て
- 一、昭和五年の工場災害を顧みて

(一) 會

報 六月十五日發行 第十號

鹿兒島縣工場懇話會聯合會機關誌

一、安全運動の大綱

(三) 福岡縣鑛工聯合會々報

六月十五日發行

福岡縣鑛工聯合會機關誌

一、安全週間優良工場の表彰傳達式

(2) 安全週間に發行されたるもの

(一) 宮崎縣工場時報

七月一日發行 第二十九號

宮崎縣工場協會機關誌

「安全週間號」

一、安全週間趣意

一、協力を得ざれば安全は得難し

一、各工場の安全週間

一、工場従業員へ訴ふ

一、安全週間の準備講演

一、災害豫防及衛生百人一首

一、ポスターに付ての愚考

〔註〕 この「安全週間號」は安全週間開始前日又は其の第一日に工業主の手許に着する様に配布して實行の便に供してゐる。

(二) 安 全 時 報

七月五日 第一輯 第三號

大阪府工場安全研究會機關誌

「特 輯、安全週間號」

一、安全は協力より

一、安全委員の資格と職責

一、電気設備に關する安全心得

一、火災爆發豫防心得五十條

一、工場危害豫防及衛生規則の猶豫期間悉く滿了

一、安全運動の實際問題

一、安全週間を語る

(3) 安全週間後に發行されたるもの

(一) 福岡縣鑛工聯合會會報

七月二十五日發行 七月 號

福岡縣鑛工聯合會機關誌

一、各署管下に於ける安全週間狀況

一、鑛山に於ける安全週間實施狀況

一、安全週間に對する工場労働者の感想と希望

一、本縣工場災害の概観

(二) 宮崎縣工場時報

八月三十一日 號

宮崎縣工場協會機關誌

- 一、安全週間の跡を顧みて
- 一、週間に對する事業主の感想
- 一、新入工のありたる場合
- 一、安全週間に對する女工さんの感想
- 一、各工場の安全運動の概況

(三) 群馬縣工場協會時報
八月一日發行
第五號

群馬縣工場協會機關誌

- 一、安全週間と傳染病

(四) 會報
八月三十日發行
第九號

栃木縣工場懇話會聯合會機關誌

- 一、工場安全週間實施の概況

- 一、工場災害豫防ポスター懸賞募集

(五) 神奈川縣工場協會雜誌
九月一日發行
第四卷 第九號

神奈川縣工場協會機關誌

- 一、安全週間舉行に就いて

- 一、安全週間餘録

- 一、安全の話

- 一、第四回安全週間と各工場の施設

(六) 會報
九月一日發行
第二十五號

静岡縣工業懇話會機關誌

- 一、第四回全國安全週間の舉行

安全週間舉行要綱

安全週間日次計畫

- 一、安全週間中各工場施設事項

- 一、安全週間の災害率

- 一、各工場に於ける安全週間實施狀況

- 一、安全週間實施に關する工場主の感想

(七) 陸軍勞務報
九月五日發行
第十二號

(陸軍省)

- 一、安全週間の實施

- 一、造兵廠東京、大阪工廠の單一安全運動

(八) 工場時報
九月二十日發行
第七號

富山縣工場協會聯合會機關誌

- 一、第二回産業安全衛生展覽會

- 一、安全週間中工場の二、三を視察して

- 一、安全週間實施打合せ

- 一、安全週間宣傳映畫會

- 一、印刷物等の配布

- 一、安全標語の懸賞募集

(九) 安全月報
八月一日發行
第八號

八幡製鐵所安全係

- 一、押「ネヂ」に關する災害
- 一、工場安全委員會よりの希望事項に對し當係に於て交渉濟の一例
- 一、本所に於ける重傷者件數調
- 一、昭和六年六月公傷件數及比較表
- 一、安全を語る 蒲生俊文氏講演

以上は工場協會、工場懇話會、陸軍省及八幡製鐵所等で發行されたる機關誌であるが、右の外工場にて發行せる新聞雜誌がある。左に之を掲げてみる。

(一) 松の雫 「安全週間號」

七月一日發行
第四十六號

日清紡績株式會社濱松工場(靜岡縣)内

松陰俱樂部文藝部發行

一、第四次安全週間に際して

一、安全週間日程

一、安全心得

一、衛生心得

一、各科作業注意

(二) 處

女

八月一日發行
第百八十二號附錄 (工場新聞)

株式會社服部商店熱田工場(愛知縣)發行

(三) 會誌 「安全週間記念號」 第三號

福島紡績株式會社姫路工場(兵庫縣)内

福 光 會 發 行

(四) 安 全 新 聞

日清紡績株式會社高岡工場(富山縣)發行

〔註〕 この新聞は安全週間中に限り、毎日前日の概況と翌日の行事並に注意事項を記載せるものである。(この種の安全新聞は其他多くの工場に於て之を發行してゐる。)

(一) リーフレット及びパンフレット

リーフレット及びパンフレットは前項の新聞雜誌と稍々其の性質並びに發行目的を異にし、一事項に關して單行本の性質と役割を具備したるもので、昭和六年度安全週間に際して發行されたるものは左の通りである。

(1) 産業福利協會にて發行されたるもの

(一) 安全衛生の心得

(二) トラホーム豫防讀本

(三) 工業災害豫防及衛生の心得

(四) 第三回全國安全週間報告

(2) 工場協會、工場懇話會等にて發行されたるもの

(一) 新潟縣工場協會發行

A、工場協會參考資料第四號

安全週間施行參考事項

B、工場の防火——附、防火練習資料

(二) 廣島縣工場懇話會尾道支部發行

第四回全國工場安全週間實施細目

(三) 京都府工業聯合會發行

工場従業員の皆さんへ

(四) 富山縣工場協會聯合會發行

昭和五年第三回全國安全週間と本縣の狀況

(五) 宮崎縣工場協會發行

工場時報附録(宮崎縣工場協會編)

日本窒素肥料株式會社延岡工場

第四回工場安全週間

(3) 工場にて發行されたるもの

(一) 富士製紙株式會社熊野工場發行

安全週間講評

最後の「安全週間講評」に類したるパンフレットは、其他の工場に於ても多數發行せるところであるが、幾んど總て其の容式は騰寫版刷である。

(三) 宣傳印刷物及びポスター

宣傳印刷物は其の要旨のみを最も簡明直さに發表し、一般従業員に呼びかけ得るもので、安全週間中最も其の精能を發揮し、旺盛活潑なる活動を展開して其の任務と効果を果たしたのである。

ポスターは繪畫又は繪畫的(象形的)文字、又は繪畫と文字とを組合はせて直接大衆の眼に訴へて、其の趣意を容易に理解せしむる宣傳効果を有するもので、従つて工場内の掲示板或は一般従業員の最も見易き場所に之を掲示するのである。

安全週間に際してもポスターの利用は最も多く、産業福利協會に於ても之れを一轄して全國統一的のポスターを作成し、全國希望の各工場へ實費を以つて頒布した。又工場協會、工場懇話會等に於ても其の地方に適應せるポスターを作成し、工場自身も其の工場に適應せるものを作成して大いに其の宣傳効果を擧げた。

左に産業福利協會にて作成せる宣傳印刷物及びポスターと、工場協會、工場懇話會等にて作成せる宣傳印刷物及びポスターにして、安全週間報告に際して産業福利協會へ報告し來れるものゝみを一轄して左に掲げてみる。

工場自身にて作成せる宣傳印刷物及びポスターは、各工場共に之れを作成し其の概數不明に付き次に掲ぐることを省畧する。

(一) 産業福利協會にて發行されたるもの

(一) 第四回全國安全週間趣意書

附、各事業場に於ける安全週間實施方法

八萬二千四十一枚

(二) 従業者に對する安全及衛生心得

A 安全心得(青色石版刷)

十三萬九千五百四十三枚

B 衛生心得(赤色石版刷)

右同數

(三) 注意票(縦九寸横四寸、石版刷)

A 危險

十九萬四千百三枚

B 注意

二十萬四千七百八十八枚

C 清潔

十九萬五百四十四枚

D 整頓

十八萬四千二百九枚

E 火氣嚴禁

十六萬四千四百五十三枚

F 先づ健康
G 安全第一
計

十七萬一千四百二枚
十九萬一千七百十九枚
百三十萬一千二百十八枚

(2) 工場協會、工場懇話會等にて發行されたるもの

地 方 別	ポ ス タ ー	宣 傳 印 刷 物
東 京	1	三三二、八六〇
神 奈 川	1	六〇、〇〇〇
兵 庫	1	一五〇、〇〇〇
福 井	1	二〇、六〇〇
新 潟	二、六六四	二、七五三
富 山	三、九〇〇	二四、〇〇〇
石 川	一〇、〇〇〇	一、六〇〇
德 島	八〇〇	二四、五〇〇
愛 媛	一、五〇〇	四、〇七八
福 岡	三、五〇〇	一七、五〇〇

最後に新聞及雜誌並にパンフレット及びリーフレットにして、安全週間で發行されたる概數を發行所を一個の單位

として左に掲げて置く。

宣傳印刷物及びポスターに付いては右に詳記したので茲では除くことにする。

(一) 新聞及び雜誌

(1) 工場協會等にて發行のもの

安全週間前

安全週間中

安全週間後

(2) 工場にて發行のもの

(二) リーフレット及びパンフレット

(1) 産業福利協會にて發行のもの

(2) 工場協會等にて發行のもの

(3) 工場にて發行のもの

〔註〕 謄寫版刷の程度のものなれば此の外に數種あり。

第六 安全週間に於ける成績概況

一、安全週間と災害率

使用職工五十人以上の工場に於ける安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して四割六分六厘の減少を示してゐる。之を前回の安全週間の減少率一割四分三厘に比すれば非常なる好成績である。之は一に安全週間の趣旨が

勞資双方に充分徹底し理解された結果が齎らしめた実績である。左にその全国各廳府縣及官立工場(熊本縣及海軍省所轄の工場よりの報告書は未着に付本表に含まず)の總括的災害率を掲げる。

災害率 (萬分率) △印は安全週間中の増加を示す

區分	民間工場		官立工場		計
	安全週間中	安全週間前	安全週間中	安全週間前	
微傷	二・二〇五	四・三二一	二・〇二六	一・九四四	二・〇七八
輕傷	〇・七三三	一・〇九二	〇・三七九	〇・九〇〇	四・九四四
重傷	〇・一八四	〇・三七二	〇・一八八	〇・二六三	〇・九三三
死亡	—	〇・〇〇七	〇・〇〇七	—	〇・五五一
調査人員	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
比較	△	△	△	△	△
前週間中との比較	—	—	—	—	—
安全週間中	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
安全週間前	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
比較	△	△	△	△	△
前週間中との比較	—	—	—	—	—
安全週間中	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
安全週間前	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
比較	△	△	△	△	△
前週間中との比較	—	—	—	—	—
安全週間中	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
安全週間前	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
比較	△	△	△	△	△
前週間中との比較	—	—	—	—	—
安全週間中	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
安全週間前	三・一〇三	五・六九二	二・五九〇	一・七六六	〇・〇〇一
比較	△	△	△	△	△
前週間中との比較	—	—	—	—	—

二、工場に於ける施設事項

工場鑛山に於ける施設又は改善は産業災害の豫防上、「危害豫防及衛生規則」の適用に依る法律的義務より見るも、社會道徳上より云ふも、工場鑛山の廣汎なる各種施設事項に互りて日常改善に努めなければならぬことは當然であるが、本年八月末日は特に該法律の適用猶豫滿了期間に相當する際として、各種工場共に擧つて施設事項の完備に全力を盡してゐる。従つて今回の安全週間中常時使用職工五十人以上の工場に於いて、施設した各種事項のみに付いて見ても、二十二萬六千三百三十七件の驚異的件數に及んでゐる。其の内譯は左の通りである。

安全週間中に於ける施設事項

(イ) 危害豫防施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計
	新設個數	修理又は改善個數	新設個數	修理又は改善個數	
1、原動機又は動力傳導工場危害豫防装置の柵圍又は被覆及衛生規則第二條	三、三五八	一、八一〇	七二	八八	三、四三〇
2、調帶綴金具の安全型 (第三條)	三、五二一	四、九三〇	一一	一〇二	三、五三三
3、セツトスクリウ、ボルトナット及楔類の安全装置 (第四條)	四、〇五三	五、〇七〇	九	八七	四、〇六二
4、ベルトシフターノ安全装置 (第五條)	一、八二四	九〇六	一九	一九	一、八四三
5、調帶受ケ具 (第六條)	二、一六六	九〇七	一八	六〇	二、一八四
6、安全給油装置又は安全注油道 (第七條)	一、三三八	一、一九四	一一	七七	一、三四九
7、原動機又は元軸急停止装置又は急停止の信號 (第八條)	五八二	三四〇	四	一六	五八六
8、運轉開始又は停止の合圖装置 (第九條)	四八四	四〇二	二七	八五	五一一
9、機械の動力輪又は齒輪の被覆又は柵圍 (第十條)	三、二七〇	一、六八三	八〇	三三	三、三五〇
10、機械の危険なる運動部(勢輪、カム、聯動部突出部等)の柵圍被覆又は安全装置 (同前條)	三、二六九	九七七	二八	七三	三、二九七
11、鋸機、鉋機、ローラー、カレンダー、パンチ、プレス、シャヤー及カッター等の安全装置 (同前條)	一八三	一四九	一一	五	一九四
修理又は改善個數	—	—	—	—	—
合計	三、三五八	一、八一〇	七二	八八	三、四三〇
修理又は改善個數	—	—	—	—	—
合計	三、三五八	一、八一〇	七二	八八	三、四三〇

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数
12、研磨機のガード（同前條）	一七九	一一九	八	一〇	一八七	一三九
13、織機のシャトルガード（同前條）	二、二九四	九一五	一	一	二、二九四	九一五
14、ゴム煉ロール緊急停止装置（同第十三條）	二五	一五	一	一	二五	一五
15、其の他の機械の急停止装置（同第十二條）	二〇八	二〇六	三	一九	二一一	二二五
16、作業場に於ける墜落防止（同第十五條）	四〇二	四七五	三二	四七	四三四	五二二
17、持運び梯子の滑止鉤又は脚（同第十六條）	六九五	五五八	二五	四二	七二〇	六〇〇
18、危険箇所の標示（同第十八條）	六、〇二〇	一一、五六八	六四九	一五八	六、六六九	一一、七二六
19、其他危害豫防施設	一、五三〇	二、八〇四	四五八	七八二	一、九八八	三、五八六
合計	三五、四〇一	三六、〇三八	一、四六六	一、七〇三	三六、八六七	三七、七四一

(ロ) 火災及爆發等の豫防及避難施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	新設件数	修理又は 改善件数	新設件数	修理又は 改善件数	新設件数	修理又は 改善件数
1、爆發性發火性又は引火性物品の置場容器の危害豫防装置（工場危害豫防及衛生規則第二十一及三十六條）	二一一	三〇一	一〇	四〇	二二一	三四一
2、油浸ボロの處理施設（同第二十二條）	六一六	五〇四	四一	六八	六五七	五七二
3、避難出口、避難通路及其の標識（同第二十三條）	八七七	一一、〇〇一	二七	一三	九〇四	一一、二一四
4、危険箇所に立入禁止の標識（同第二十七條）	一、二四八	一、〇九六	五二	四三	一、三〇〇	一、一三九
5、其他防火消火設備	二、四六一	四、三六六	一四七	一九八	二、六〇八	四、五六四
合計	五、四一三	七、四六八	二七七	三六二	五、六九〇	七、八三〇

(ハ) 服装及保護具の施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数
1、危害防止の作業服又は帽子（工場危害豫防及衛生規則第十四條）	九、七〇三	一一、三七四	九六	一八九	九、七九九	一一、五六三
2、保護眼鏡（同第二十八條）	一、〇五〇	二七七	一八二	三六	一、二三二	三一三
3、マスク又は呼吸器（同前條）	四、四八一	七二八	一、九八九	五一	六、四七〇	七七九
合計	一五、二三四	二二、三七九	二、二六七	二七六	一七、五〇一	二二、六五五

(ニ) 衛生施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計	
	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数	新設又は 増設件数	修理又は 改善件数
1、瓦斯蒸氣又は粉塵を發散する場所の排出又は密閉其の他の装置（工場危害豫防及衛生規則第二十六條）	二六三	二八一	五二	二八	三一五	三〇九
2、食堂、洗面装置、飲料水供給等（同第二十九條）	六一五	一一、二〇六	二八	五〇	六四三	一一、二五六
3、救急函及救急材料用具（同第三十二條）	四六六	一一、二四三	一〇三	七二	五六九	一、三一五
4、其他衛生施設	一、五八八	一、七二三	二〇二	二七七	一、七九〇	二、〇〇〇
合計	二、九三二	四、四五三	三八五	四二七	三、三一七	四、八八〇

(ホ) その他の一般的施設

施設事項	民間工場		官立工場		合計
	件数	件数	件数	件数	
1、各種訓練(安全なる作業方法、避難演習消防演習等)	一、九三九	二三八	二、一七七		
2、安全委員会設置	一、七七三	四五	一、八一八		
3、安全係、衛生係等の設置	二、九八七	一三五	三、一三二		
4、講演、訓話、活動寫真會等の開催	三、九二五	九五五	四、八八〇		
5、宣傳物の貼付又は配布(全國又は府縣に於て作製したるもの以外)	六六、七七七	六三、四〇二	一三〇、一七九		
6、安全週間記念物品の給與	一七、五六五	三〇六	一七、八七一		
7、其他	二、三四六	六三八	二、九八四		
合計	九七、三一二	六五、七一九	一六三、〇三一		

第七 優良工場の表彰

第四回全國安全週間に當りて本年度も亦昨年度と同様に全國に亘りて、其の特に優秀なる成績を挙げたる工場を選んで表彰することにした。其の表彰方針は大體前年の例に倣ひ、災害率減少の状況(最近數年の事實に依るも差支えなし)、安全週間前後の施設及勞資協力への努力等に主きを置くことにし、特に昨年度に於いて推薦せられざりし工場を各廳府縣に選定せしめ全國より八十九工場を表彰することとした。

其の結果、全國より推薦し來りし優良工場は左の如く九十四工場であつた。

一、優良表彰工場數

優良表彰工場總數 九十四工場

區分	業務別	工場數	計
染織工場	製絲業	一六	五六
	績績業	二四	
	綿業	一	
	織物業	一四	
	燃織業	一	
機械及器具工場	機械製造業	二	一〇
	船舶製造業	二	
	器具製造業	三	
	金屬品製造業	三	
	窯業	四	
其他	紙業	三	一〇
	製革及毛皮精製業	一	
	窯業	四	

特別工場	雜工場	飲食物工場	化學工業
金屬 瓦屬 精鍊 業	電氣 業	雜製材 業	護謨 製 造 業
一	二	三	一
四	四	五	一五

二、優良表彰工場名

次に其の工場名を列記する。

府縣名 工場名

北海道 淺野セメント株式会社北海道支店工場、王子製紙株式会社苫小牧工場

警視廳 藤倉電線株式会社工場、日本ペイント株式会社東京工場、株式會社秀英舎工場、羽田調帶株式会社

東京 東京工場、倉橋三平商店SK粉石鹼工場、東京瓦斯株式会社大森製造所

京都 京都織物株式会社本工場、清風織物工場、奥田電熱器製造工場

大阪 帝國製麻株式会社大阪製品工場、東洋紡績株式会社三軒家工場、大阪製煉株式会社工場、新興毛織

株式會社工場、大阪製鐵株式会社工場、高木鐵工所

神奈川 株式會社鈴木商店川崎工場、日本製粉株式会社工場、諸星インキ工場、合資會社東京螺子製作所

兵庫 株式會社川崎造船所製鋸工場、日本毛織株式会社姫路工場、日本樟腦株式会社工場、大日本麥酒株

式會社尼崎工場、内外ゴム合資會社工場、福島紡績株式会社姫路工場

長崎 長崎紡績株式会社工場

新瀨 紺榮織物工場、片倉越後製絲株式会社工場

埼玉 片倉製絲紡績株式会社大宮製絲所、富士瓦斯紡績株式会社本庄工場、岡谷製絲株式会社大宮工場

群馬 飯塚織物工場、兩毛整織株式会社工場、中島飛行機製作所、竹内撚織株式会社六供工場

千葉 小澤眼鏡緣工場

茨城 株式會社小口製絲所石岡工場

栃木 松崎織物第一工場

奈良 大日本紡績株式会社郡山工場、襖地製造工場福井寅吉

三重 東洋紡績株式會社山田工場、東洋紡績株式會社富田工場

愛知 株式會社服部商店熱田工場、東洋紡績株式會社名古屋工場、東京モスリン紡績株式會社名古屋工場、日清紡績株式會社岡崎工場
 靜岡 東京人造絹糸株式會社工場、日清紡績株式會社濱松工場
 山梨 鐘淵紡績株式會社甲府製絲工場
 滋賀 旭絹織株式會社膳所工場
 岐阜 郡是製絲株式會社美濃工場、日本毛織株式會社岐阜工場
 福井 株式會社山甚商店山甚蚊帳工場、太陽製紙株式會社工場
 石川 小田中織物株式會社工場
 富山 日清紡績株式會社高岡工場
 鳥取 片倉製絲株式會社上井工場
 島根 出雲製織株式會社工場
 岡山 倉敷紡績株式會社倉敷工場、三星館備前製絲所
 廣島 帝國人造絹糸株式會社廣島工場、藤野製綿株式會社工場、東洋紡績株式會社廣島工場
 山口 小野田セメント製造株式會社本社工場、株式會社日立製作所笠戸工場
 和歌山 富士製紙株式會社熊野工場、鐘淵紡績株式會社和歌山工場
 徳島 東洋紡績株式會社小松島工場
 香川 日清製粉株式會社坂出工場

愛媛 東洋紡績株式會社今治工場第一工場、近江帆布株式會社三瓶工場
 長野 小口組糸製絲所、細川製絲場
 宮城 仙臺染織製綿株式會社工場
 福島 日東紡績株式會社郡山工場、日本紡績株式會社郡山第二工場
 岩手 岩手縣是製絲株式會社盛岡工場
 青森 小館木材株式會社
 山形 多勢金上製絲上山工場
 秋田 湯澤製材株式會社工場
 高知 赤岡製絲株式會社工場、藤村製絲株式會社工場
 福岡 鐘淵紡績株式會社博多工場、臺灣製糖株式會社九州製糖所、小野田セメント株式會社八幡工場、日本板硝子株式會社工場、明治紡績合資會社工場
 大分 日本セメント株式會社佐伯工場
 佐賀 株式會社日の本石鹼製造所
 宮崎 株式會社都城小口製絲場
 鹿兒島 薩摩製絲株式會社宮之城製絲所
 沖繩 沖繩電氣株式會社工場

三、優良工場に於ける安全運動概況

(1) 災害率減少の状況

安全週間の主要目的は災害率を減少せしむることである。本年度週間中の成績は第五項(参照)に於て述べた處であるが、工場に於ける實際の状況を察知する一端として左に二工場の例を擧げてみる。

郡是製絲株式會社美濃工場(岐阜縣)

年次	種別		傷		病		合計	
	男	女	計	男	女	計	男	女
昭和三年	1	1	2	25	27	29	25	27
同四年	1	1	2	20	22	33	20	31
同五年	1	1	2	2	4	26	2	24
計	3	3	6	47	53	77	47	77

株式會社川崎造船所製鉄工場(兵庫縣)

第三回全國安全週間との比較

年度別	摘要	負傷者總數	休業を要するもの	休業を要せざるもの
昭和五年(第三回)		九四人	七人	八七人

昭和六年(第四回)		八五人	九人	七六人
-----------	--	-----	----	-----

(2) 安全週間實施計畫及實施概況

安全週間に關する實施計畫並に各種施設事項に就いては、夫々關係廳府縣に於て大體の指示をなせるも、各工場に於ては其の規模の大小、従業員數の多少業務の種類によりて各々各自工場に適應せる独自の計畫の下に之を實行した。

(3) 危害豫防注意並に施設事項

本年は『工場危害豫防及衛生規則』施行後二ヶ年の猶豫期間の満了期に適當するので、各工場共専ら此の方面に努力を傾注し遺憾なきを期したるは勿論、此の外前項の場合と同様に各廳府縣に於て豫め指示せる事項並に各自工場に適應せる豫防注意及施設事項を實施した。

(4) 勞資の精神的協力の状況

勞資の精神的協力の状況は工場の規模の大小に依りて異なるも、幾んど軌を一にして各工場共勞資一體となりて上下の融和を圖るを主眼とし、其の爲には大體左の如き方法を以つてしてゐる。

- イ、従業員の精神訓育
- ロ、従業員並に其の家族に對する福利施設
- ハ、賞與及退職金の給與

(5) 安全委員會規程と其の活動狀況

安全規程の制定並に安全委員會の設置は逐年其の數を増し、各工場共今日に於ては幾んど之を設けざるものなきに至つた。本週間に際しても新たに之を設けたる工場は十四府縣十七工場に及んだ。

此の外特に安全週間に限り工場協會等と提携して、安全委員の囑託任命を行ひ、夫々安全週間前より工場の安全施設に對して實地指導を行ひて活潑なる活動を展開した。

(6) 警備規定及び消防規定と其の活動狀況

警備規定及び消防規定は其の性質を同じうするもので、消防規定が火災の際に於ける防火措置であると共に警備規定は消防規定よりも廣範圍に亘り、即ち火災の場合のみならず地震其他不慮の天災地變或は突發事變の場合に於ける工場又は寄宿舍等の警備を包含意味するもので、夫々委員を設け警備區域を分擔せしめて萬遺漏なきを期するものである。

安全週間中各工場共各々想定の下に實施演習を試みた。

(7) 安全心得

事業主は其の工場に必要な安全心得を印刷し、掲示板或は適當な箇所貼布し、又は従業員に之を配布して其の注意心を喚起した。

(8) 安全スタンプ

長野縣に於ける小口組製絲所に於ては、工場宛に配達されたる郵便物に對して『安全第一』のスタンプを捺印して夫々本人へ渡した。

(9) 安全ニュース

各工場共大體に於て安全週間施行に準據して其れに適當せる安全ニュースを毎日發行し、従業員の注意を新たにした。

(10) 標語及安全歌の募集

安全標語及び安全歌の募集は各工場に於て行はれたる處であるが、應募總數は前回よりも遙かに大多數に及んだ。然しながら其の内容は前週間の報告書に掲載されたる程度のもので幾んど大同小異である。

(11) 「安全週間に就て」従業員の感想

岡谷製絲株式會社大宮工場（埼玉縣）及び小口組製絲所（長野縣）の二工場に於ては、「安全週間に就て」と題して従業員より感想文を募集したる處前者に於ては二十八名後者に於ては十名の熱心なる應募を得た。

各れも安全週間に對して火のやうなる熱誠なる賛同と、將來に於ける希望抱負が忌憚なく述べられてゐる。

第八、結語

第四回全國安全週間は以上の如き準備活動に依りて、頗る良好なる成績を挙げた。時恰かも梅雨後にして將に盛夏に向はんとするの候に當り、人心頗る弛緩し肉體徒らに倦怠を覚え、稍ともすれば怠惰に落り、従つて工場鑛山に於ける勞働災害率最も多き時期にありながら、斯る豫想外の良成績を挙げ得たるは、一に官民勞資一致協力して事業に當りたる結果に外ならない。

今茲に本年度全國安全週間を通觀するに、過去三回の經驗に依り、漸次其の主旨の一般従業員に徹底普及し、殊に關係廳府縣の努力と事業主の自覺とにより、漸次確固たる良成績を挙げつゝあるを見るは、寔に國家繁榮上、全産業

の進歩の爲め欣快とするところである。

最後にこの全國安全週間に對して各事業主團體が如何に高度の關心を持ち、熱心さを有してゐるかの證左として、次に大阪府工場安全研究會で『安全週間定時施行の件』に付、各團體よりの熱誠なる賛成を得て之を取纏め、社會局長官宛に具申したる一文を掲げて置く。

昭和六年五月廿七日

社會局長官 松 本 學 殿

(順序不同)

- 東京工場協會、神奈川縣工場懇話會、茨城縣工場懇話會、栃木縣工場懇話會
- 三重縣工場聯合會、岐阜縣工場會、福島縣工場協會、福井縣工場協會、石川
- 縣工業會、德島縣工場懇話會、愛媛縣工場研究會、福岡縣鑛工聯合會、大分
- 縣工業協會、佐賀縣工場懇話會、富山縣工場協會聯合會、新潟縣工場協會、
- 埼玉縣工業懇話會、群馬縣工場協會、愛知縣工場會、静岡縣工業懇話會、山
- 梨縣工業懇話會、秋田縣工場懇話會、岡山郡工場協會、廣島縣工場懇話會、
- 山口縣工場協會、高知縣工業會、宮崎縣工場懇話會、大津工業會、兵庫縣工
- 業懇話會、京都府工業聯合會、大阪府工場安全研究會

全國安全週間定時施行の件

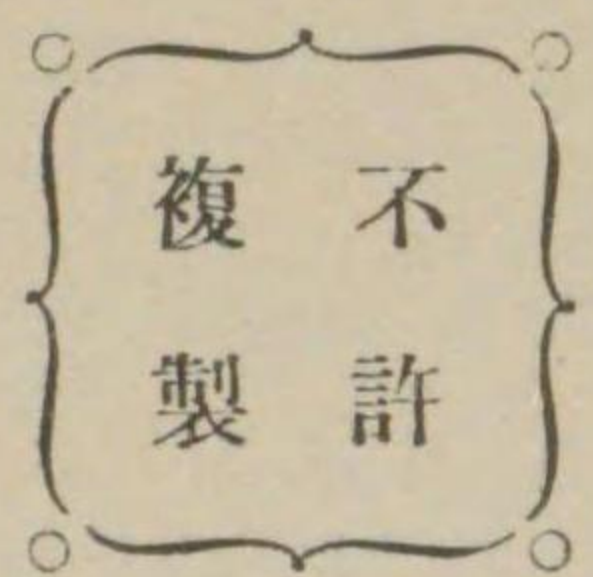
從來の全國安全週間を尙一層有効に且徹底せしむる爲首題の件左記の通り實施相成様致度連名を以て此段及具申候也

記

- 一、全國安全週間を當分毎年七月一日より同月七日迄の一週間として定時實施せられむ事を望む。

理由 七月一日は改正工場法施行記念の日に該當し最も工場災害率多からむとする季節なるのみならず從來の如き不定時施行は府縣並に工場當事者に於て計畫及準備上遺憾の點尠からざるを以て之を一定する必要あるに依る。

昭和七年二月二十日印刷
昭和七年二月廿二日發行



定價 金參拾錢

送料不要

財團法人 產業福利協會

東京市麹町區大手町社會局內
電話丸ノ内(三三三)七七四
振替口座東京七四四四七番

代表者

東京府下杉並町馬橋九番地
蒲生俊文

印刷人

東京市京橋區築地四ノ四
鈴木木茂

印刷所

東京市京橋區築地四ノ四
中屋三間印刷株式會社
電話京橋(56)五七〇四一

